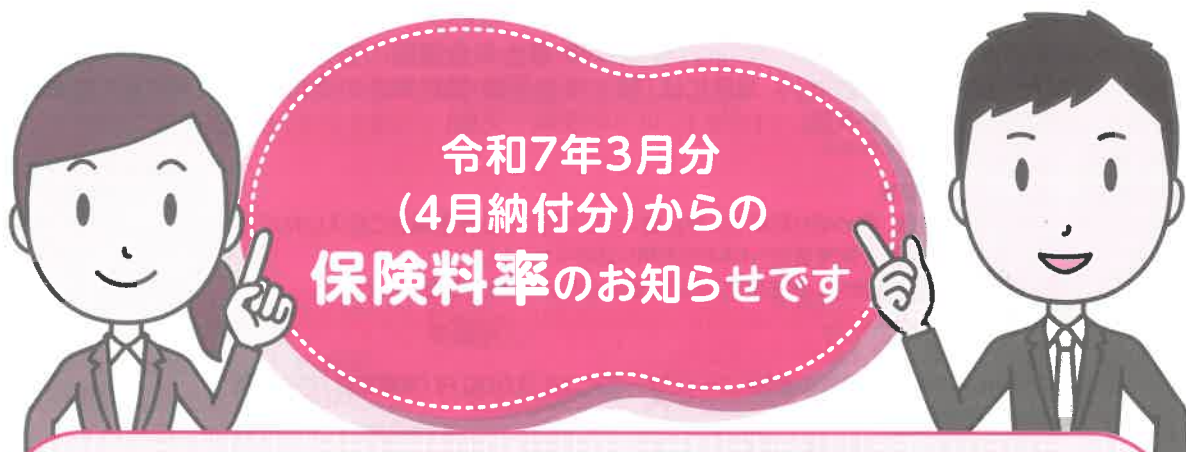


協会けんぽの保険料率について



令和7年3月分
(4月納付分)からの
保険料率のお知らせです

兵庫支部の健康保険料率は**変更**となります

令和7年2月分(3月納付分)まで 給与・賞与の

10.18%



令和7年3月分(4月納付分)から 給与・賞与の

10.16%

介護保険料率も**変更**となります

令和7年2月分(3月納付分)まで 給与・賞与の

1.60%



令和7年3月分(4月納付分)から 給与・賞与の

1.59%

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。

保険料率についての
特設サイトはこちら



基本保険料率・特定保険料率とは

健康保険料率 10.16%のうち、6.78%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.38%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

お問い合わせ先 全国健康保険協会兵庫支部／企画グループ (078) 252-8701 (音声案内2番→4番)